

まちの未来を
みんなで一緒に
語り合おう!

第7次半田市総合計画 半田市まちづくり市民会議 委員募集

今年度から新しい第7次総合計画(令和3年度~)の策定がスタートします。総合計画の策定にあたり、市民のみなさんが気軽に意見交換しながら、未来の半田について語り合う市民会議の一般公募委員を募集します。ざっくばらんに、楽しく話し合しましょう。

応募資格 市内在住・在勤・在学の方
募集人数 一般公募委員10名程度(応募多数の場合は抽選)
※託児あり(未就学児対象)

申込み・問い合わせ

7月31日(水)までに、応募用紙に必要事項を記入し、郵送、FAX、Eメールまたは直接企画課へ提出してください。応募用紙は、企画課で配布するほか、市ホームページからダウンロードできます(サイト内で「まちづくり市民会議」で検索)。

送付先 〒475-8666 半田市東洋町2-1 企画課
☎84-0605 FAX25-2180 Eメール kikaku@city.handa.lg.jp

活動期間 8月31日(土)から令和3年3月末までを予定
※令和元年度7回(8月から月1回程度)、令和2年度1回(9月頃)を予定しています。

その他 委員の活動は無償とします。市民会議は一般公募委員を含め全50名程度を予定しています。現在実施中の「まちづくり市民アンケート」(無作為送付)が届いている方は、お手数ですがアンケートに同封の用紙でお申込みください。



所得基準額・受取年金額

免除段階	所得基準額	受取年金額
全額免除	(扶養親族数+1) ×35万円+22万円	2分の1が反映
3/4免除	78万円+扶養親族等控額 +社会保険料控除額等	8分の5が反映
半額免除	118万円+扶養親族等控額 +社会保険料控除額等	8分の6が反映
1/4免除	158万円+扶養親族等控除額 +社会保険料控除額等	8分の7が反映

※納付猶予は年金額に反映されません。

国民年金保険料免除・納付猶予の申請を受付します
国民年金は、20歳以上60歳未満のすべての方が加入する制度です。保険料を納め続けることで、高齢になったときの老齢基礎年金、万が一の場合の障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられます。
申請免除
前年の所得が少ない方や失業など経済的な理由などで保険料を納めることが困難な方は、申請により保険料の全額もしくは一部の納付が免除されます。申請免除は、本人・配偶者・世帯主のいずれもが申請する年度の前年所得が定められた基準以下である場合などに承認されます。

納付猶予

50歳未満で、経済的な理由などにより保険料を納めることが困難な方は、申請により保険料の納付が猶予されます。

※納付猶予の所得基準額は、全額免除と同じですが、世帯主の所得を除き本人と配偶者の所得のみで審査されます。

※保険料の免除や納付猶予を受けた期間は、老齢基礎年金を受け取るための資格要件に算入されませんが、受け取る年金額は少なくなります。
手続き
次の書類をお持ちのうえ、7月1日(月)から国保年金課で手続きをしてください(継続申請者は除く)。

- ◇年金手帳
 - ◇印章(本人の場合は不要)
 - ◇離職票または雇用保険受給資格者証の写し(失業により特例で申請される方のみ)
 - ◇平成31年度所得証明書(平成31年1月2日以後転入された方のみ。前住所地発行)
- 法定免除**
障害基礎年金や生活保護法の生活扶助を受給している方が、届出を行うと保険料の納付が免除されます。

問い合わせ

国保年金課 ☎0653